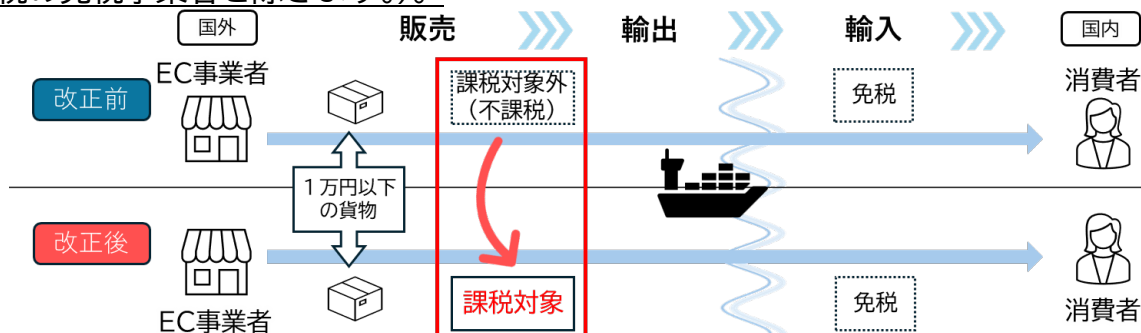


少額輸入貨物の譲渡に係る課税関係の見直し

◆ 概要

事業者が通信販売の方法により国内以外の地域から国内に宛てて発送する資産の譲渡で、一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下の資産の譲渡（特定少額資産の譲渡）については、国内において行われた資産の譲渡として消費税の課税対象となりました。特定少額資産の譲渡を行う事業者は、国内事業者であるか国外事業者であるかに関係なく、消費税の申告・納税を行う必要があります（消費税の免税事業者を除きます。）。



◆ 特定少額資産の譲渡における対価の額の考え方

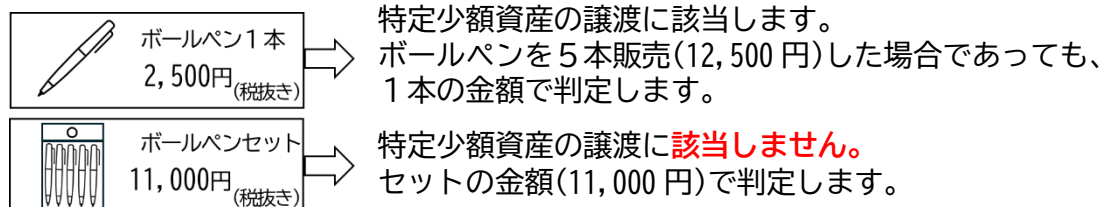
● 一の資産の対価の額の考え方

一の資産について対価の額が1万円（税抜き）以下であるかどうかは、資産の販売されている最小の単位ごとに判定します。

ケース1

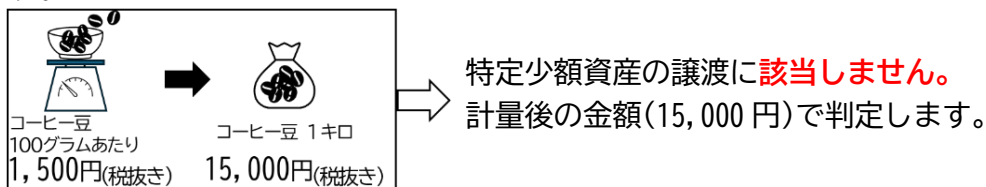
1本のボールペンを複数本販売した場合は、販売本数の合計金額で判定せず、ボールペン1本ごとの対価の額で判定します。

また、ボールペン複数本を1つのセット商品として販売（まとめ売り）した場合は、1本あたりの金額で判定せず、セット商品の販売金額で判定します。



ケース2

100グラムあたり1,500円のコーヒー豆を1キロ販売した場合は、その計量後の対価の額に基づき判定します。



● 送料を別途徴収する場合

特定少額資産の譲渡における対価の額には、別途徴収する送料の額は含まれません。

ただし、特定少額資産の譲渡の対価の額と送料を明確に区分していない場合には、当該送料の額を含めた金額で判定することとなります。

◆ 事業者免税点制度の経過措置について

特定少額資産の譲渡を行う事業者の令和10年4月1日を含む課税期間については、その基準期間又は特定期間の初日から特定少額資産の譲渡が課税対象であるものとして計算した基準期間又は特定期間における課税売上高（プラットフォーム課税の対象となるものを除きます。）が1,000万円を超えるときは、事業者免税点制度の適用はありません。

特定少額資産販売事業者の登録制度

概要

特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について輸入免税の適用を受けて他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者は、税務署長の登録を受けることができます。なお、この登録を受けるか否かは事業者の任意です。

この登録を受けた事業者を「特定少額資産販売事業者」といい、保税地域から引き取られる課税貨物が、特定少額資産販売事業者の行う特定少額資産の譲渡に係るものとして証明されたものである場合、輸入者は保税地域からの引取りに係る消費税が免除されます。

登録制度について

登録要件

特定少額資産販売事業者の登録を受けようとする事業者は、その態様に応じて、以下の要件を満たしている必要があります。

登録要件	特定国外事業者※1	特定国外事業者以外の事業者
消費税の課税事業者であること	○	○
特定少額資産の譲渡を行い、又は行おうとする事業者であって、当該特定少額資産の譲渡に係る課税貨物について他の者に保税地域からの引取りを行わせようとする事業者であること	○	○
納税管理人の届出をしていること	○	○※2
特定少額資産販売事業者の登録を取り消された事業者については、その取消しをされた日から1年を経過していること※3	○	○
消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられた事業者については、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年経過していること	○	○
消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいること	○	—
国税の滞納がないこと * その滞納額の徴収が著しく困難でない場合を含む	○	—

※1 国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者をいいます。

※2 国税通則法第117条第1項の規定の適用を受ける事業者に限ります。

※3 一定の取消事由により特定少額資産販売事業者の登録の取消しを受けた場合に限ります。

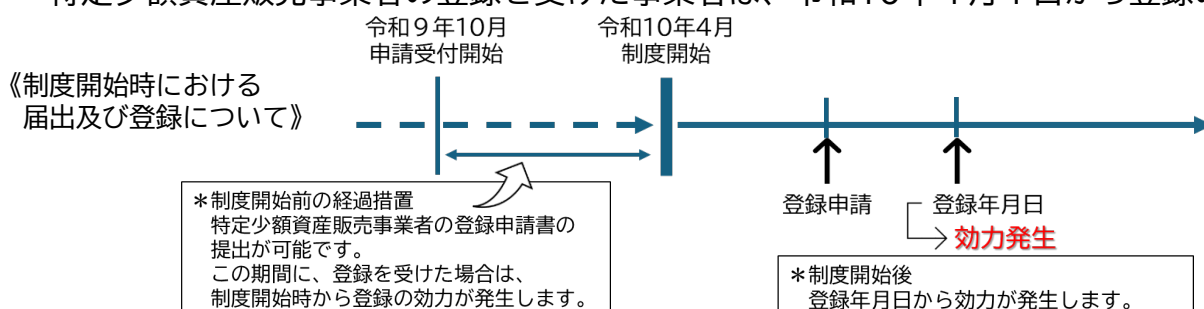
申請書の提出

登録を受けようとする事業者は、「特定少額資産販売事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を、納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。その際、国外事業者については、以下の書類を添付する必要があります。

添付書類	特定国外事業者	特定国外事業者以外の国外事業者
氏名又は名称、国外の住所及び事業内容が確認できる資料 (例：定款の写し、会社案内、会社のホームページ など)	○	○
税務代理権限証書	○	—

登録申請書を提出した事業者が登録を受けた場合は、登録年月日からその効力が生じます。

なお、登録申請書は、令和9年10月1日から提出が可能です。また、令和10年3月31日までに特定少額資産販売事業者の登録を受けた事業者は、令和10年4月1日から登録の効力が生じます。



● 登録・公表

税務署長は、特定少額資産販売事業者の登録をしたときは、以下の事項を特定少額資産販売事業者登録簿に登載し、国税庁ホームページにおいて公表します。

<公表事項>

- ・ 氏名又は名称及び登録番号
- ・ 登録年月日
- ・ 法人（人格のない社団等を除く。）にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- ・ 特定国外事業者以外の国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

● 登録内容に変更がある場合

特定少額資産販売事業者は、特定少額資産販売事業者登録簿に登載された事項に変更があったときは、速やかに「特定少額資産販売事業者登録簿の登載事項変更届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

◆ 特定少額資産販売事業者の登録の効果や義務等

● 登録の効果

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、その課税貨物が特定少額資産販売事業者の行う特定少額資産の譲渡に係るものであり、輸入申告書（国際郵便を利用する際には税関告知書）に以下の事項を付記することにより証明されたものである場合は、輸入者においてその引取りに係る消費税が免除されます。

<輸入申告書等に付記する事項>

- ・ 課税貨物に係る特定少額資産の譲渡を行った特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 課税貨物が特定少額資産の譲渡に係るものである旨

● 輸入時の課税関係について

保税地域から課税貨物を引き取る際の課税価格の合計額が1万円を超えるもの及び1万円以下であるもののうち一定のものについて、その引取り時に消費税が課されることは変更ありません※。

ただし、これらの課税貨物のうち、特定少額資産販売事業者が行う特定少額資産の譲渡に係るものについては、上記のとおり、その課税貨物を引き取る際の消費税が免除されます。

※ 輸入時の消費税に係る一般的な事項に関しては、税関のホームページに掲載されているカスタムスアンサー（[1006 課税価格の合計額が1万円以下の物品の免税適用について](#)など）をご参照ください。

● 通知義務

特定少額資産販売事業者が特定少額資産の譲渡を行った場合には、当該特定少額資産の譲渡に係る資産の発送に係る仕入書その他の書類（電磁的記録を含みます。）に以下の事項を記載又は記録し、その特定少額資産を輸入しようとする者又は輸入申告を代理する通関業者に対して通知する必要があります。

<仕入書等に記載等する必要がある通知事項>

- ・ 特定少額資産販売事業者の登録番号
- ・ 当該資産が特定少額資産の譲渡に係る資産に該当する旨

● 申告と納税について

特定少額資産販売事業者の登録を受けた事業者は、消費税の課税事業者となるため、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告・納税が必要となります。

ただし、特定少額資産の譲渡を行うにあたり、第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者が消費税の申告・納税を行うため、当該特定少額資産の譲渡につき、特定少額資産販売事業者において、申告・納税の対象とする必要はありません（P5・6参照）。

プラットフォーム課税について

◆ 概要

オンラインマーケットプレイスなどのデジタルプラットフォームを提供している事業者のうち、一定の要件を満たす事業者として、国税庁長官から指定を受けたプラットフォーム事業者を「**第二種プラットフォーム事業者**」といいます。

第二種プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う資産の譲渡及び事業者が行う特定少額資産の譲渡で、かつ、当該第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、当該第二種プラットフォーム事業者がこれらの資産の譲渡を行ったものとみなして、消費税の申告・納税を行う必要があります。

◆ 届出義務・指定要件について

● 届出義務

プラットフォーム事業者は、指定要件を満たす場合には、その課税期間の確定申告書の提出期限※までに「**第二種プラットフォーム事業者の指定届出書**」（以下「**指定届出書**」といいます。）を、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要があります。

※ 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の申告書の提出期限（法人であれば、その事業年度の末日の翌日から、原則、2月以内）となります。

● 指定要件

第二種プラットフォーム事業者の指定要件は以下のとおりです。

<指定要件>

プラットフォーム事業者のその課税期間において、当該プラットフォーム事業者が提供するデジタルプラットフォームを介して行われる①と②の資産の譲渡に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超えること

- ① 国外事業者が国内において行う資産の譲渡（これに付随する資産の譲渡等※を含みます。）
- ② 事業者が行う特定少額資産の譲渡

※ プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に関して国外事業者が国内において行う資産の譲渡等で、例えば、販売する資産の運送や据付けなど、当該資産の譲渡とともにデジタルプラットフォームを介して行われるものが該当します。

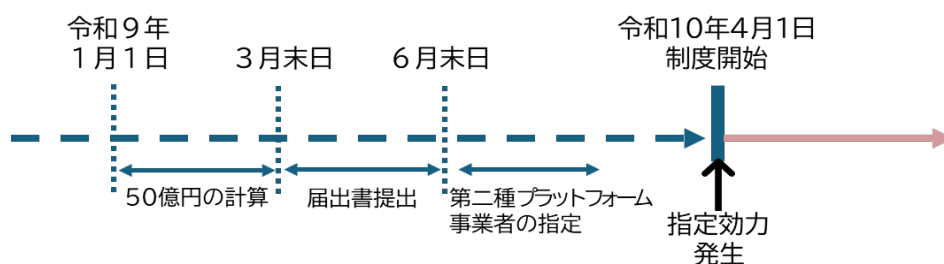
● 指定について

国税庁長官は、プラットフォーム事業者から指定届出書の提出があった場合、第二種プラットフォーム事業者として指定します（指定届出書の提出がない場合であっても、指定要件を満たす場合は第二種プラットフォーム事業者として指定します。）。

当該指定は、指定届出書の提出期限（その提出期限までに指定届出書の提出がない場合は指定通知を発した日）から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日に指定の効力が生じます。

制度開始時における届出及び指定について（経過措置）

第二種プラットフォーム事業者の指定要件を満たすかどうかは、（プラットフォーム課税に係る改正が令和9年1月から施行されたものとして）令和9年1月から3月までの期間における上記指定要件の①と②の資産の譲渡に係る対価の合計額に4を乗じて計算（1年換算）した金額が50億円を超えているかどうかにより判定します。指定要件に該当する場合には、令和9年6月30日までに指定届出書の提出が必要となります。指定届出書の提出後、国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合、制度開始日（令和10年4月1日）から指定の効力が発生します。



● 公表事項

国税庁長官は、第二種プラットフォーム事業者を指定したときは、当該プラットフォーム事業者に対して通知するとともに、以下の事項を国税庁ホームページに公表します。

<公表事項>

- ・ 第二種プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
- ・ 第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日

◆ 第二種プラットフォーム事業者の指定を受けた場合

- ▶ 国税庁長官から第二種プラットフォーム事業者の指定通知を受けた事業者は、資産の譲渡を行う事業者に対して、プラットフォーム課税が適用される旨及びその年月日（第二種プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる日）を通知する必要があります。
- ▶ 第二種プラットフォーム事業者は、確定申告書の提出に際して、プラットフォーム課税の対象となる資産の譲渡に係る対価の額等を記載した明細書の添付が必要となります。
- ▶ プラットフォーム課税の対象となる特定少額資産の譲渡については、第二種プラットフォーム事業者において特定少額資産販売事業者の登録申請を行うこととなります。
- ▶ 第二種プラットフォーム事業者が適格請求書（インボイス）を交付しようとする場合には、別途、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受ける必要があります、インボイス発行事業者の登録を受けた場合には、インボイスの交付義務が生じます。

◆ みなし仕入税額控除

国外事業者が国内において行う資産の譲渡に係る課税仕入れ及び当該国外事業者が行った課税貨物の保税地域からの引取りであって、第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するものについては、あらかじめ当該国外事業者の承諾を得ることで、第二種プラットフォーム事業者がその課税仕入れ等を行ったものとみなして、第二種プラットフォーム事業者において仕入税額控除の適用を受けることができます。

なお、「第二種プラットフォーム事業者が行ったものとみなされる資産の譲渡にのみ要するもの」とは、国外事業者が当該資産の譲渡を行うためにのみ必要な課税仕入れ等をいい、例えば、当該資産に係る課税貨物の保税地域からの引取りに係る輸入消費税や当該資産の譲渡に係る資産を保管している国内倉庫における荷役作業の費用などがこれに該当します。

また、当該課税仕入れ等に該当するかどうかの判定は、課税仕入れを行った日又は課税貨物を保税地域から引き取った日の状況によることとなります。

◆ 特定少額資産の譲渡や国内で資産の譲渡を行う国外事業者の方へ

第二種プラットフォーム事業者を介してその対価を収受する資産の譲渡については、当該資産の譲渡を行う国外事業者において申告・納税の対象とする必要はありませんが、第二種プラットフォーム事業者の指定を受けていないプラットフォーム事業者を介して資産の譲渡を行う場合や、自社が提供するショッピングサイトを介して資産の譲渡を行う場合は、当該資産の譲渡を行う事業者（事業者免税点制度の適用を受ける事業者を除きます。）が消費税の申告・納税を行うこととなります。

さらに詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ

「国境を越えた電子商取引に係る消費税の課税関係について」

もご参照ください。※Q & Aなど、各種参考となる資料等を掲載しております。

